



相続した空き家は 適正に管理しましょう

問い合わせ 建築開発課（市庁舎 6 階、☎65・4179）

市ホームページID.1003025

空き家の管理は所有者の責任です

親の死亡などによって相続した空き家。放置しておく、さまざまなリスクがあります。管理不足が原因となり、近隣の住宅や住人に被害を及ぼした場合、損害賠償を求められるケースがあります。

修繕費用の増加



放置された空き家は、人が住んでいる住宅と比べて早いスピードで劣化が進み、時間が経つほど修繕にかかる費用が増えていきます。

建物の劣化・破損によるリスク上昇



劣化が進むと、屋根材や外壁の落下、塀・建物の倒壊など、さまざまな要因から近隣に危険を及ぼす可能性があります。

住宅環境の悪化・防犯



放置された空き家では、植物が生い茂って道路や近隣の敷地へはみ出したり、害虫の発生源となります。また、ごみの不法投棄や不法侵入、放火につながる危険があります。

空き家の相続登記を忘れずに！

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました※。
相続人は、不動産（土地や建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上義務付けられています。

正当な理由なく相続登記をしない場合、10万円以下の過料を科される可能性があります。

※令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記されていないものは義務化の対象

相続登記はどのようにする？

相続人の間で遺産分割の話し合いを行った結果、不動産を取得した人は法務局に相続登記をする必要があります。

早期の遺産分割が難しい場合は「相続人申告登記※」という手続きを取ることもできます。詳しくは法務局に問い合わせください。



※戸籍などを提出して、自分が相続人であることを申告する簡便な手続き

空き家を売却・解体したい！

市では、空き家の所有者と不動産業者をつなぐ「帯広市空き家マッチングシステム」を運用しているほか、空き家の解体に対する補助も行っています。詳しくは問い合わせください。

帯広市空き家マッチングシステム▶
市ホームページID.1015142



市民提案型協働のまちづくり支援事業

もっと Mottoおび広がる プロジェクト

～まちづくりの一步はここから～

問い合わせ 市民活動課（市庁舎 3 階、☎65・4130）

市民が提案するまちづくりのアイデアを市民が審査し、行政が事業の実施に必要な費用を補助します。

子育て、観光、スポーツ、福祉など多様な分野のアイデアを募集しています。

一步が踏み出せず悩んでいる人も担当者が相談に応じますので気軽に連絡してください。



《令和5・6年度採用》
とかちイベンター協会
縁日の子ども店長体験の様子

好きなことを
生かしたい

より良い
まちづくりに
貢献したい

何から始めたら
いいのかわからない

やりたいこと、考えていること
一緒に形にしてみませんか？



《令和5・6・7年度採用》
とかちにじいろ
子供会イベント活動の様子

令和6年度の活動の
様子を市民ホールに
展示します

展示期間
8月4日(月)～8日(金)

令和8年度の取り組みを募集します

対象団体 市内に活動拠点を有するか市内で活動する、5人以上（うち2人以上が市内在住・在勤・在学者）の団体

募集期間 8月1日(金)～9月30日(火)

募集事業	部門	スタートアップ部門	ステップアップ部門
	補助額(上限)	1団体10万円	1団体20万円
補助対象事業	意欲とアイデアを生かし、試行的に取り組む事業	活動実績のある団体が、地域課題の解決や地域活性化に取り組む事業	

応募方法 市民活動課に事前に連絡した上で、申請書を直接提出してください。詳細は募集要項を確認してください。
募集要項は市民活動課、市民活動交流センター（西4南9、北海道新聞社帯広ビル内）、各コミセンで配布しているほか、市ホームページにも掲載しています。

市ホームページID.1003640

